

令和5年度（令和6年度集計）体罰およびセクシュアル・ハラスメント に関する調査結果について

千葉市教育委員会では、令和5年度分の市立の小・中・中等教育・特別支援・高等学校の児童生徒および教職員を対象とした体罰、セクシュアル・ハラスメント等に関する調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。

1 調査の目的

本調査は、児童生徒と教職員との関わり合いの中で起こる体罰やセクシュアル・ハラスメントに関する実態を把握するとともに、具体的な対策を講じ、より良い学校環境をつくるために実施する。

2 調査方法等

(1) 調査対象者

市立の小・中・中等教育・特別支援・高等学校に在籍する児童生徒および教職員（臨時・会計年度任用職員を含む）

※小学校・特別支援学校は保護者も含む。

(2) 調査対象期間

令和5年4月1日～令和6年2月29日

(3) 実施方法

- ・アンケート調査とし、氏名は「無記名も可」としている。
- ・今回の調査から、調査用紙の性別欄を設けないこととした。
- ・「身体に触られた」を「嫌な触られ方をされた」に変更するなど、児童生徒用調査票の文言を一部見直した。
- ・教職員間におけるハラスメント調査において、「性的な話を言われ不快であった」「性的な関係を求められ不快であった」を統合し、「性的な話を言われた」という項目とした。
- ・教職員間におけるハラスメント調査において、新たに「妊娠、出産、育児休業等の取得に関して嫌みを言われた」という項目を追加した。
- ・モデル校2校（小学校1校・中学校1校）において、オンライン申請による回答を実施した。

(4) 回収方法等

- ・全校種の児童生徒は自宅で回答記入し、担任を介さず管理職が各教室を回り回収した。また、教育委員会へ郵送による提出も可能とした。
- ・教職員の回答は、管理職が回収した。また、教育委員会「スクールレスキュー」へ郵送による提出も可能とした。
- ・オンライン申請による回答は、「ちば電子申請サービス」を活用した。教育委員会が回答データを集約し、そのデータを各学校へ送付し事実確認および報告を依頼した。

3 調査結果等 ※詳細は、別添資料参照

- (1) 体罰調査（児童生徒・保護者）
体罰と判断される行為 0件（前回調査1件）
- (2) セクシュアル・ハラスメント等

	児童生徒・保護者		教職員	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
小学校	5	2	17	24
中学校・中等教育学校	5	10	16	12
高等学校	0	0	3	2
特別支援学校	0	0	3	4

※児童生徒・保護者への調査結果を踏まえ、児童生徒本人と面談をする等状況を確認したところ、教員から児童生徒に対するセクハラおよびセクハラ以外のハラスメントの具体的相談について、処分等に当たるものはなかった。

※教職員への調査結果を踏まえ、各学校において管理職等による聞き取りを行ったところ、処分等に当たるものはなかった。

4 今後の取り組み

- (1) 各学校での取り組み
- ・「暴力（いじめ、体罰、言葉の暴力、性暴力等）のない安全・安心な学校づくり」に向けた職員の意識啓発などを行うことで、教職員の人権感覚、指導力の向上を図る。
 - ・教職員の研修等の中でハラスメント指針やリーフレット等を活用することで、体罰およびハラスメント（セクハラ・パワハラ・マタハラ等）を未然に防ぐなどし、学校組織体制の強化を図る。
- (2) 教育委員会での取り組み
- ・毎年4月を「生命（いのち）の安全教育月間」とし、子どもたちが暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、全市立学校において子どもの権利や暴力から自分の心と体を守るための予防方法等について学ぶ機会を設ける。また、児童生徒の発達段階や学校現場の状況により適した実施方法になるように、適宜見直しを図っていく。
 - ・教職員に対し、安全配慮義務、性暴力等防止に関する研修等を、外部講師を招聘して実施することで、行動の振り返りや新たな気づきの機会を与え、人権感覚を醸成する。
 - ・児童生徒性暴力等防止対策検討委員会からの答申を受けて、「暴力のない安全・安心な学校づくり」を推進する。（子どもにこにこサポートの充実、死角点検の改善、ハラスメント防止リーフレット作成等）
 - ・事案発生時の初期対応フローの学校への一層の周知を行うとともに、各機関との連携を図っていく。
 - ・学校管理訪問を実施し、学校への啓発活動を行う。

5 その他

今回の調査結果については、市教育委員会ホームページに掲載する。

【URL】 <http://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kyoikushokuin/index.html>

